

# 「第5期長崎県障害福祉計画・第1期長崎県障害児福祉計画」の概要

## 第1章 計画策定の趣旨等

### 1. 趣旨

国の指針に基づき障害者が地域で安心して生活できる環境の整った社会の実現を目標に、これまでの計画達成状況や、今後想定される障害福祉サービス等のニーズを踏まえて計画を策定する。

### 2. 目的

- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・就労定着に向けた支援
- ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・発達障害者支援の一層の充実

### 3. 計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間

児童福祉法改正により義務づけられた「障害児福祉計画」を「障害福祉計画」と一体的に策定する。

## 第2章 長崎県における障害のある人の現状

1. 障害者数
2. サービス提供等の現状
3. 障害保健福祉圏域ごとの現状

## 第3章 重点的に取組む施策

### 1. 成果目標と目標達成のための方策

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (3) 地域生活支援拠点の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### 2. その他障害児・者の地域生活支援を円滑に実施するための方策

- (1) 障害者等に対する虐待の防止
- (2) 意思決定支援及び成年後見人制度の利用促進
- (3) 障害者等の文化芸術活動支援による社会参加等の促進
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進
- (5) 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実と人材育成
- (6) 発達障害児・者への支援体制の整備

## 第4章 指定障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策

1. 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量
2. 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援の必要な見込量
3. サービス見込量の確保方策

## 第5章 県が実施する地域生活支援事業

1. 専門性の高い相談支援事業
2. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
3. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
4. 広域的な支援事業

<別表1> 障害福祉サービス等見込み量

<別表2> 障害児通所支援サービス等見込み量